

産業廃棄物の適正処理について
事業者の皆様へ

平成19年10月

千葉県環境生活部資源循環推進課
千葉県環境生活部廃棄物指導課

廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物とは「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物」をいい、廃棄物に該当するか否かは「その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案して判断すべきものであること」とされています。

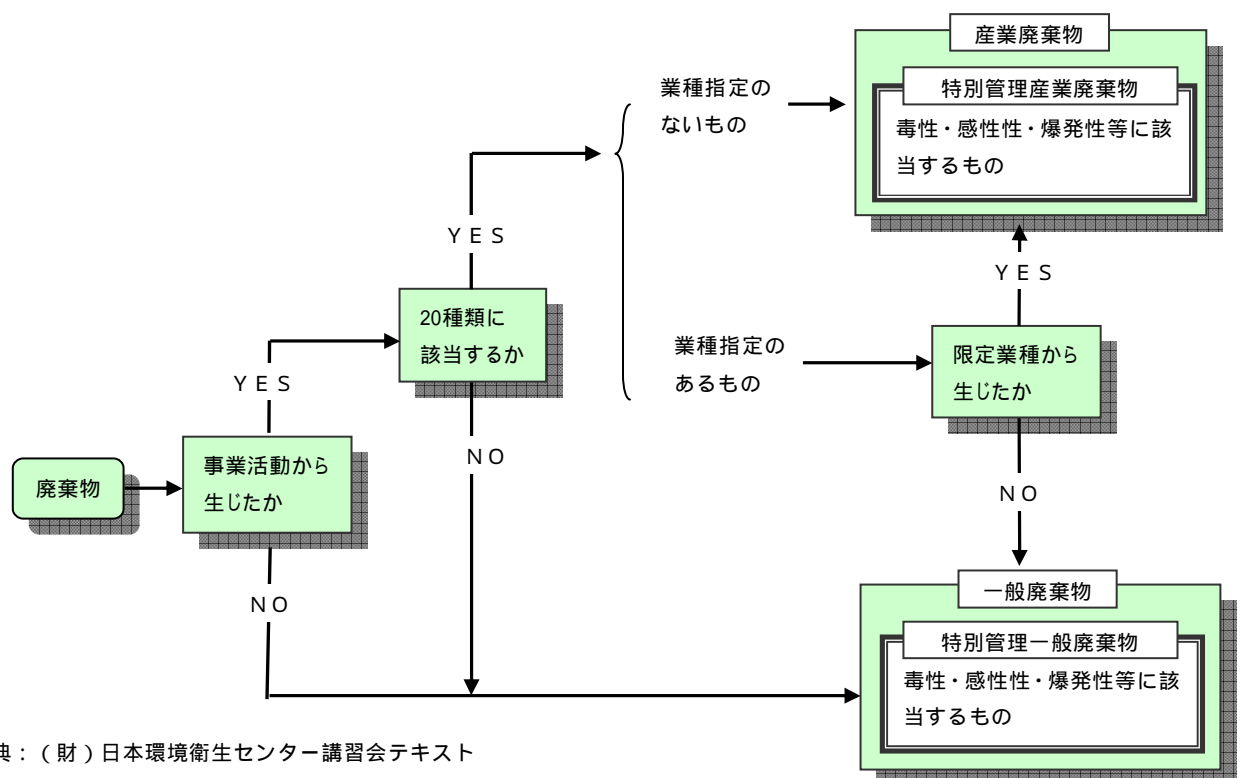
廃棄物処理法では、廃棄物について「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と定められていますが、他の法律（鉱山法、下水道法（下水道から除去した汚泥を除く。）、水質汚濁防止法等）で規制される廃棄物にあっては、それらを所管する法律により規制されます。

なお、有価物及び次のものは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではありません。

- 気体状のもの
- 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

また、廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。

産業廃棄物と一般廃棄物の区別



出典：（財）日本環境衛生センター講習会テキスト

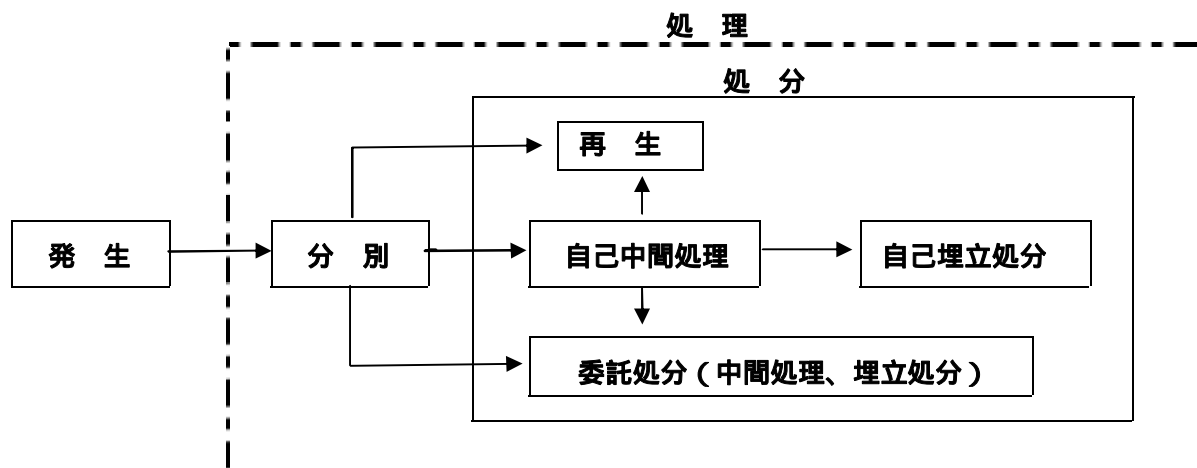
産業廃棄物の種類

廃棄物処理法では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

	種類	適用	業種指定	
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭がら灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ		
	2 汚 泥	工場排水などの処理後に残るもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、ビルピット汚泥（し尿を含まないもの。）、建設工事汚泥等		
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等		
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着液、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液		
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、写真現像液など、すべてのアルカリ廃液		
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子化合物		
	7 紙 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業 印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業	に係る紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去木材又は木製品の製造業 (家具製造業を含む。) パルプ製造業、輸入木材の卸売業 物品賃貸業、貨物の流通のために使用したパレット(貨物の積付け のために使用した梱包用の木材を含む。)	に係る木くず	有
	9 織 維 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去、繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)に係る木綿、羊毛等の天然繊維くず		有
	10 動植物性残さ	食料品製造業 医薬品製造業 香料製造業	において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる固形状の不要物		有
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ		
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等		
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、レンガくず、廃石膏ボード等		
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鑄物砂等		
	16 が れ き 類	工作物の除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、レンガ等		
	17 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの		有
	18 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの		有
	19 ば い じん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの		
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物		
特別管理産業廃棄物	廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類		
	廃 酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃酸		
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ		
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等		
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着若しくは封入された廃プラスチック類又は金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着したがれき類	
	有害産業廃棄物	廃石綿等	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等	
	有害産業廃棄物	特定の施設等から発生したもので、有害物質が環境省令で定める埋立処分に係る判定基準に適合しないもの		

下線部については平成20年4月1日より施行。

事業者の処理責任



事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自己の責任において適正に処理しなければなりません。

事業者には、次のような責任と役割が求められています。

自らが発生する廃棄物の分別、再生利用等を行うことによって減量化・再資源化に努める。

廃棄物の発生が少なくなるよう製造工程等を見直す。

製品の製造、加工、販売等に際しては、その製品や容器等が廃棄物になった場合に処理が困難にならないよう、自己評価及び適正な処理の方法についての情報の提供を行う。

廃棄物の管理規定を作成し、教育、啓発等により従業員や関係者に周知徹底する。

産業廃棄物による環境汚染を防止するため、安全性の確認を常に行う。

産業廃棄物は、処理基準に従って自ら適正に処理するか、他人に処分を委託する場合は、委託基準に従って適正に処理する。

廃棄物の性状や処理方法を把握し、処理計画を作成する。

産業廃棄物の処理実績を整理して、記録の保存をする。

管理票（マニフェスト）に関する報告書を、都道府県知事又は政令市の市長に提出する。

産業廃棄物の保管・処理基準

産業廃棄物の保管・処理を行う場合、廃棄物処理法第12条に定められた「産業廃棄物保管基準」及び「産業廃棄物処理基準」に従わなければなりません。

なお、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）は、石綿含有産業廃棄物として「産業廃棄物保管基準」及び「産業廃棄物処理基準」に従わなければなりません。

1 産業廃棄物保管基準

産業廃棄物の保管は、積替、中間処理、再生のため以外は、行ってはならない。

周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は、構造耐力上安全であること）が設けられ、かつ必要事項（産業廃棄物の保管場所である旨の表示、保管する廃棄物の種類、管理者の氏名または名称・連絡先、最高保管高さ、保管上限数量）を表示した縦横60センチメートル以上の掲示板を設置した場所で行うこと。

また、石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、その旨を表示すること。

保管の場所から産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散のないよう次の措置を講ずること。

と。

ア 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には必要な排水溝その他の設備を設けると共に、底面を不透性の材料で覆うこと。

イ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、次の高さの上限を超えないこと

(ア) 廃棄物が囲いに接しない場合・・・囲いの下端から勾配 50%以下

(イ) 廃棄物が構造耐力上安全な囲いに接する場合・・・囲いの内側 2 mは、囲いの上端より 50cm以下、2 m以上内側は、2 m線から勾配 50%以下

ウ その他必要な措置

保管の場所には、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

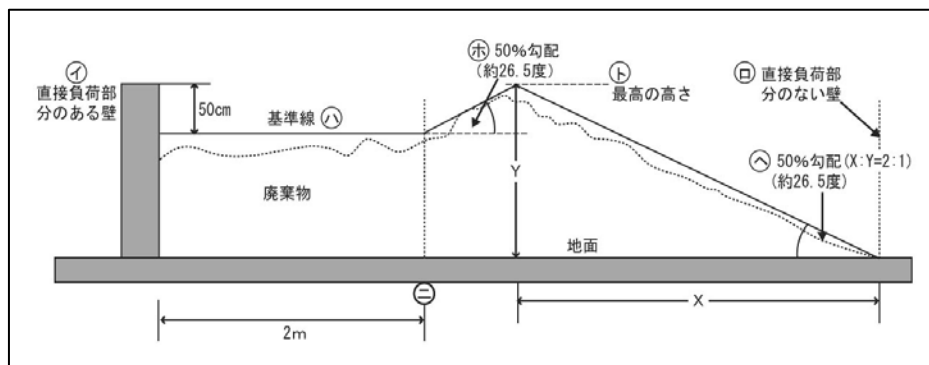
ア 保管の場所には石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

イ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

保管場所における掲示板の作成例

60 cm 以上	産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物）保管場所	
	名称及び代表者氏名	株式会社 ×工業 代表取締役 千葉一郎
	本社所在地	区 町 1 - 2 - 3
	責任者氏名	千葉次郎
	連絡電話番号	TEL 043(123)××××
	産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、* *、* *
	最大保管高さ	1.8 m
	60 cm以上	

屋外における保管高さの基準例



出典：（財）日本産業廃棄物処理振興センター 講習会テキスト

2 産業廃棄物の収集・運搬基準

産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。

悪臭、騒音、振動により生活環境の保全上支障を生じないような措置を講ずること。

産業廃棄物の収集・運搬のための施設を設置する場合は、生活環境保全上支障を生じないよう措置を講ずること。

運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が漏れるおそれの

ないものにする事。

石綿含有産業廃棄物が破碎することのないような方法により、かつ、その他のものを区分すること。

産業廃棄物の運搬車の両側面には、見やすく鮮明な文字で、次の項目を表示すること。

ア 排出事業者が自ら運搬する場合は、産業廃棄物を収集運搬している旨の表示と排出事業者名

イ 産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合は、産業廃棄物を収集運搬している旨の表示、処理業者名、許可番号（下6けた以上）

産業廃棄物の収集運搬車には、次のような書類を常時携帯しなければなりません。

ア 排出事業者が自ら運搬する場合には次の事項を記載した書類

- ・ 氏名または名称及び住所
- ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

イ 産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- ・ 産業廃棄物処理業許可証の写し

産業廃棄物の積替えを行う場合には次によること。

ア 周囲に囲いが設けられ、積替えの場所であることの表示がなされた場所で行うこと。

（石綿含有産業廃棄物を保管する場合にはその旨を含む。）

イ 積替えの場所から産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散の防止措置を講ずること。

ウ ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

石綿含有産業廃棄物の積み替え場所には、石綿含有産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

産業廃棄物の保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合以外行ってはならない。

ア あらかじめ、積替え後の運搬先が定められていること。

イ 搬入された産業廃棄物が、適切に保管できる量を超えないこと。

ウ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

石綿含有産業廃棄物の保管は、石綿含有産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

積替えのための保管を行う場合には、産業廃棄物保管基準（上記1参照）に従うほか、次によること。

ア 保管量が1日当たりの平均排出量の7日分を超えないこと。

イ 石綿含有産業廃棄物の保管は、石綿含有産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

3 産業廃棄物の処分（埋立処分を除く）又は再生の基準

産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。

悪臭、騒音、振動により生活環境の保全上支障を生じないよう必要な措置を講ずること。

産業廃棄物を焼却する場合は、次の構造の焼却設備を用いて、次の方法により焼却すること。

ア 設備の構造

(ア) 空気取入口・煙突の先端以外に燃焼設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏800以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

(イ) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

(ウ) 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

(エ) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

(オ) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

イ 焼却の方法

(ア)煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと。

(イ)煙突の先端から火炎又は黒煙を出さないこと。

(ウ)煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。

産業廃棄物を熱分解（焼却を伴わずに加熱により分解）する場合は、次の構造の熱分解設備を用いて、次の方法により熱分解すること。

ア 設備の構造

(ア)炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。

- ・ 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解施設内の廃棄物を燃焼させない構造であること。
- ・ 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。（圧力については、加圧を行う場合に限る。次項について同じ。）
- ・ 熱分解施設内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
- ・ 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。以下同じ。）を排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、排出された残さが直ちに冷却することができる物であること。
- ・ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した産業廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定できる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量の25%以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあってはこの限りでない。）するものであること。

(イ)上記(ア)以外の場合にあっては、産業廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

イ 熱分解の方法

(ア)炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。

- ・ 排出口以外から処理に伴って生じたガスを出さないこと。
- ・ 排出口から処理に伴って生じた残さを飛散させないこと。
- ・ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合（処理した産業廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を定期的に測定し、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量の25%以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）に限る。）にあっては、排出口からの火炎又は黒鉛が排出されないようにすること。
- ・ 処理したガスを生活環境の保全上の支障が生じないよう処理した後、排出すること。

(イ)上記(ア)以外の場合にあっては、次のとおりとする。

- ・ 排出口以外から処理に伴って生じたガスを出さないこと。
- ・ 排出口から処理に伴って生じた残さを飛散させないこと。

産業廃棄物の処分のために保管を行う場合には、産業廃棄物保管基準に従うほか、処理施設の1日当たりの平均処理能力の14日分を超えないこと。

石綿含有産業廃棄物を処分または再生する場合には、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法（石綿含有産業廃棄物の熔融施設又は無害化処理施設等）により行うこと。

4 産業廃棄物の埋立基準

共通基準		<p>産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。 悪臭、騒音、振動により生活環境の保全上支障を生じないよう必要な措置を講ずること。 施設が生活環境保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。 産業廃棄物の埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、表示のされている場所で行うこと。 産業廃棄物の埋立場所には、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。 埋立地からの浸出液によって、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、必要な措置を講ずること。（管理型最終処分場） 埋立処分終了後には生活環境の保全上支障のないよう覆土を行うこと。 安定型産業廃棄物最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれがないよう必要な措置を講ずること。</p>	
個	燃 え 殻	中間処理不要だが、あらかじめ水分を添加、固化、梱包又は土砂で表面を覆う等（以下「梱包等」という）飛散防止に必要な措置を講ずること。	管理型
	汚 泥	焼却設備を用いて焼却、熱分解設備を用いて熱分解（以下「焼却設備等を用いて焼却等」という。）又は含水率85%以下に脱水する。（ただし、含水率85%以下でも、流動性がある場合には、さらに脱水する。） 有機性汚泥の埋立には、腐敗物の埋立基準を適用する。	管理型
	廃 油	焼却設備等を用いて焼却等する。（ただし、タールピッチ類を除く。）	管理型
	廃酸・廃アルカリ	埋立処分禁止	×
別	廃プラスチック類	<p>中空の状態ではなく、おおむね15cm以下に破碎、切断（石綿含有産業廃棄物を除く。）若しくは溶融加工する 安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれがないよう次の措置をとること ア 工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものにあつては、紙くず、木くず、繊維くずその他安定型産業廃棄物以外の廃棄物と分別して排出し、かつ、埋立処分が行われるまで安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにしたもの イ 工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものにあつては、手、ふるい、風力、磁力、電気その他の方法により安定型産業廃棄物以外の廃棄物と選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しゃく減量が5%以下とし、かつ、埋立処分が行われるまで安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにしたもの</p>	安定型
		<p>焼却設備等を用いて焼却等する。 次のものは、安定型産業廃棄物から除く ア 自動車等破碎物若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部の破碎に伴って生じたもの（以下「自動車等破碎物」という。） イ 廃プリント配線板のうち鉛を含むはんだを使用したもの（以下「廃プリント配線板」という。） ウ 有害物質又は有機性の物質が混入し又は付着した固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要となったもの（以下「廃容器包装」という。）</p>	管理型
基 準	紙くず、木くず 繊維くず	中間処理不要だが、焼却設備等を用いて焼却等する等減量化を行う。	管理型
	金 属 く ず	<p>中間処理不要だが、粗大な塊がないよう破碎又は切断する。（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び廃容器包装を除く。） 廃プラスチックの に準ずる。</p>	安定型
		<p>次のものは、安定型産業廃棄物から除く ア 自動車等破碎物（シュレッダーダスト） イ 廃プリント配線板 ウ 鉛蓄電池の電極であつて不要物 エ 鉛製の管又は板であつて不要物 オ 廃容器包装</p>	管理型
	ガラスくず、 コンクリートくず及 び陶磁器くず	中間処理不要だが、粗大な塊がないよう破碎又は切断する。（自動車等破碎物、廃ブラウン管の側面部及び廃容器包装を除く。） 廃プラスチック類の に準ずる。	安定型

個	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	次のものは、安定型産業廃棄物から除く ア 自動車等破砕物 イ 廃ブラウン管（側面部に限る。） ウ 廃石膏ボード エ 廃容器包装	管理型
	がれき類	中間処理不要だが、粗大な塊がないよう破砕又は切断する。（自動車等破砕物、廃ブラウン管の側面部及び廃容器包装を除く。） 廃プラスチック類の に準ずる。	安定型
	鉱さい	中間処理不要だが、粗大な塊がないよう破砕又は切断する。	管理型
	ばいじん	飛散しないように、梱包等必要な措置を講ずること。	管理型
別	ゴムくず	焼却設備等を用いて焼却等する。	管理型
		中空の状態ではなく、おおむね15cm以下に破砕、切断若しくは溶融加工する。	安定型
基	石綿含有産業廃棄物	最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が飛散しないように行うこと。 埋立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。	安定型
		無害化、溶融物	環境大臣の定める基準に適合すること。
		ばいじん、粉じん	セメント固化すること。
準	腐敗物 有機性汚泥 動植物性残渣 動物系固形不要物 動物のふん尿 動物の死体	腐敗物の含有量が 40%未満：産業廃棄物をおおむね3m毎に50cmの覆土を行うこと。 40%以上：産業廃棄物をおおむね50cm毎に50cmの覆土を行うこと。 ただし、熱しゃく減量15%以下に焼却したものと及びコンクリート固型化したものを除く。	管理型
	特別管理産業廃棄物と同じ性状を有する燃えがら、ばいじん、汚泥又はこれらを処分するために処理したもの	有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分の基準の例によること	

5 産業廃棄物の埋立に係る判定基準

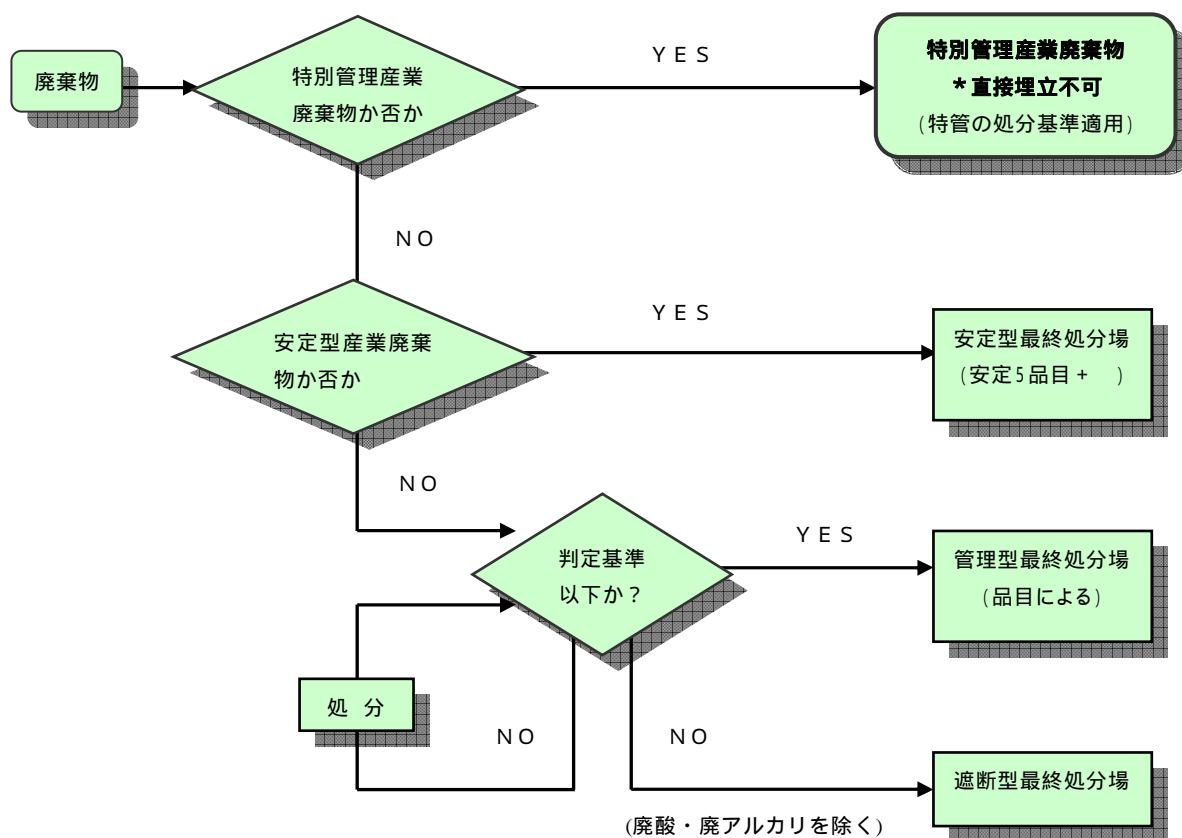
産業廃棄物を埋立て処分する場合には、溶出試験を行い、溶出する有害物質の濃度が判定基準値以下であることを確認する。

	有害物質の名称	判定基準値		有害物質の名称	判定基準値
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	13	1,2-ジ'クロロエタ'	検液1㍉につき1,2-ジ'クロロエタ'0.04mg以下
	水銀又はその化合物	検液1㍉につき水銀0.005mg以下	14	1,1-ジ'クロロフル'	検液1㍉につき1,1-ジ'クロロフル'0.2mg以下
2	カ'ミム又はその化合物	検液1㍉につきカ'ミム0.3mg以下	15	ジス-1,2-ジ'クロロフル'	検液1㍉につきジス-1,2-ジ'クロロフル'0.4mg以下
3	鉛又はその化合物	検液1㍉につき鉛0.3mg以下	16	1,1,1-トリクロロエタ'	検液1㍉につき1,1,1-トリクロロエタ'3mg以下
4	有機燐化合物	検液1㍉につき有機燐1mg以下	17	1,1,2-トリクロロエタ'	検液1㍉につき1,1,2-トリクロロエタ'0.06mg以下
5	六価クロム化合物	検液1㍉につき六価クロム1.5mg以下	18	1,3-ジ'クロロ'ロ'ン(D-D)	検液1㍉につき1,3-ジ'クロロ'ロ'ン0.02mg以下
6	砒素又はその化合物	検液1㍉につき砒素0.3mg以下	19	チラム	検液1㍉につきチラム0.06mg以下
7	シアン化合物	検液1㍉につきシアン1mg以下	20	シアン(CAT)	検液1㍉につきシアン'0.03mg以下
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液1㍉につきPCB0.003mg以下	21	チオ'カル' ('ンチオ')	検液1㍉につきチオ'カル' 0.2mg以下

9	トリクロロエチレン	検液 1 ㍉につきトリクロロエチレン0.3mg以下	22	ベンゼン	検液 1 ㍉につきベンゼン0.1mg以下
10	テトラクロロエチレン	検液 1 ㍉につきテトラクロロエチレン0.1mg以下	23	ヒン又はその化合物	検液 1 ㍉につきヒン0.3mg以下
11	ジクロロメタン	検液 1 ㍉につきジクロロメタン0.2mg以下	24	ダイオキシン類	検液 1 gにつきダイオキシン類3ng以下
12	四塩化炭素	検液 1 ㍉につき四塩化炭素0.02mg以下			

検定方法は、1～23については「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）」による。
 24については「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示192号）」による。

産業廃棄物埋立基準の判定区分



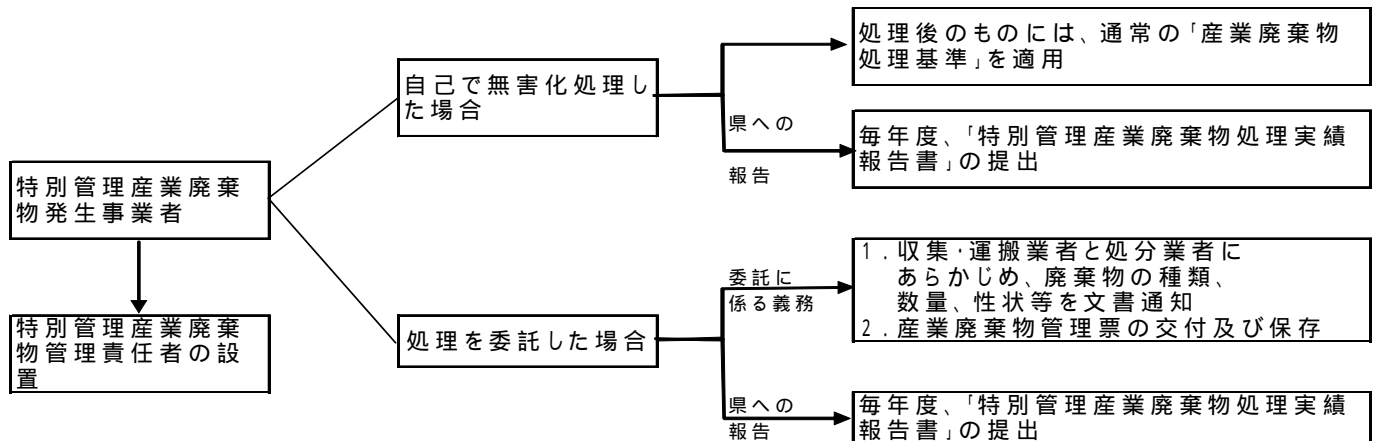
【安定型産業廃棄物】

安定5品目+ とは、「廃プラスチック類」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」の安定型産業廃棄物5品目及び環境大臣が指定する産業廃棄物をいいます。
 廃石膏ボード、自動車等破砕物等や安定型産業廃棄物以外のものが混入、付着するおそれのあるものは、安定型産業廃棄物に含まれません。

(令第6条第3号)

特別管理産業廃棄物の保管・処理基準

特別管理産業廃棄物の保管・処理を行う場合には、廃棄物処理法第12条の2に定められた「特別管理産業廃棄物保管基準」及び「特別管理産業廃棄物処理基準」に従わなければなりません。



1 特別管理産業廃棄物の保管基準

特別管理産業廃棄物の保管は、積替、中間処理、再生のため以外は、行ってはならない。周囲に囲い（保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は、構造耐力上安全であること）が設けられ、かつ必要事項（産業廃棄物の保管場所である旨の表示、保管する廃棄物の種類、管理者の氏名または名称・連絡先、最高保管高さ、保管上限数量）を表示した縦横60センチメートル以上の掲示板を設置した場所で行うこと。（P4の例示参照）

保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散のないよう次の措置を講ずること。

- ア 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には必要な排水溝その他の設備を設けると共に、底面を不透性の材料で覆うこと。
- イ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、次の高さの上限を超えないこと。（P4の例示参照）
 - (ア) 廃棄物が囲いに接しない場合・・・囲いの下端から勾配50%以下
 - (イ) 廃棄物が構造体力上安全な囲いに接する場合・・・囲いの内側2mは、囲いの上端より50cm以下、2m以上内側は、2m線から勾配50%以下

ウ その他必要な措置

保管の場所には、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

特別管理産業廃棄物に他の物が混入しないよう仕切り等の措置を講ずること。

特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講ずること。

- ア 特別管理産業廃棄物である廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物（以下「PCB汚染物」という。）又はポリ塩化ビフェニル処理物（以下「PCB処理物」という。）を容器に入れ密封する等の揮発防止措置及び高温にさらされないための措置
- イ PCB汚染物又はPCB処理物にあっては、腐食の防止措置
- ウ 廃石綿等にある場合は、梱包すること等飛散の防止措置
- エ 腐敗のおそれのある特別管理産業廃棄物にあっては、容器に入れ密封する等の腐敗防止措置

2 特別管理産業廃棄物の収集・運搬基準

特別管理産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。

悪臭、騒音、振動により生活環境の保全上支障を生じないような措置を講ずること。

特別管理産業廃棄物の収集・運搬のための施設を設置する場合は、生活環境保全上支障を生じないよう措置を講ずること。

船舶を用いる場合には、船体外側に必要事項を表示し、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

収集運搬車両を用いる場合には、車体の外側に必要事項を表示し、当該車両に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。

特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区別して収集し、又は運搬すること。

運搬車、運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が漏れるおそれのないものにする

こと。
パイプラインは特別な場合を除き使用できない。

特別管理産業廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、携帯すること。

感染性産業廃棄物又は廃ポリ塩化ビフェニル廃棄物等（以下「廃PCB等」という。）、PCB汚染物、若しくはPCB処理物は必ず運搬容器に収納すること。

感染性産業廃棄物又は廃PCB等、PCB汚染物、若しくはPCB処理物を収納する容器は密閉することができ、収納しやすく、損傷しにくいものであること。

特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には次によること

ア 周囲に囲いが設けられ、積替えの場所であることの表示がなされた場所で行うこと。

イ 積替えの場所から特別管理産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散の防止措置を講ずること。

ウ ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

エ 特別管理産業廃棄物に他の物が混入しないよう仕切り等の措置を講ずること。

オ 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物にあっては、容器に入れ密封する等の揮発防止措置及び高温にさらされないよう必要な措置を行うこと。

カ PCB汚染物又はPCB処理物にあっては、腐食の防止措置を講ずること。

キ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあっては、容器に入れ密封する等腐敗防止措置を講ずること。

特別管理産業廃棄物の保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合以外行ってはならない。

（廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物を除く。）

ア あらかじめ、積替え後の運搬先が定められていること。

イ 搬入された特別管理産業廃棄物が、適切に保管できる量を超えないこと。

ウ 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

積替えのための保管を行う場合には、特別管理産業廃棄物保管基準に従うほか、保管量が1日当たりの平均排出量の7日分を超えないこと。

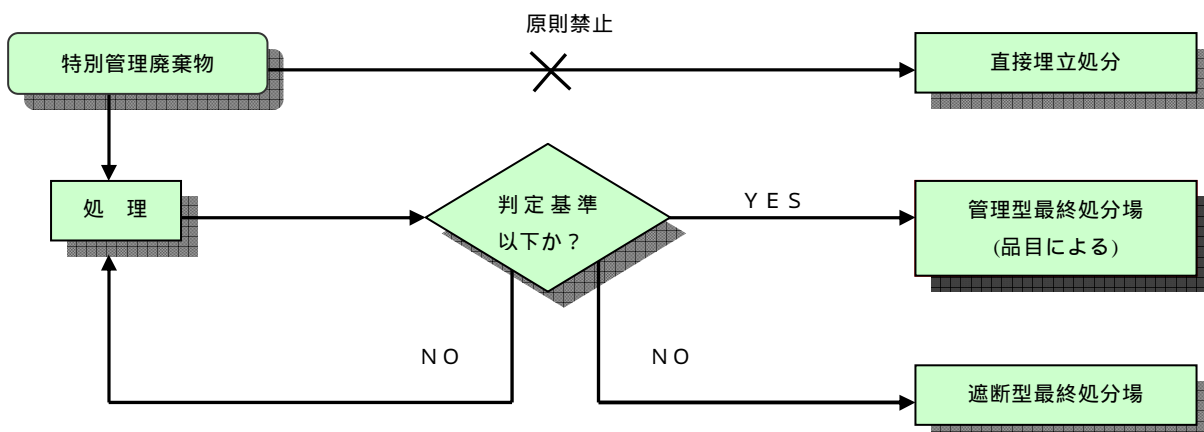
3 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く）又は再生の基準

共通基準	<p>特別管理産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。</p> <p>悪臭、騒音、振動により生活環境の保全上支障を生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>施設が生活環境保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>特別管理産業廃棄物を焼却設備等を用いて焼却等する場合には、産業廃棄物の場合と同様の構造及び方法により焼却等すること。</p> <p>特別管理産業廃棄物により、人の健康又は生活環境に被害が生じないようにすること。</p> <p>処分のための保管は、特別管理産業廃棄物保管基準に従うほか、処理施設の1日当たりの平均処理能力の14日分を超えないこと。</p>	
個別基準	<p>廃油</p>	<p>焼却設備を用いて焼却する。</p> <p>蒸留設備等を用いて再生する。（ただし、再生に伴う廃棄物も特別管理産業廃棄物の廃油でなくなる方法であること。）</p>
	<p>廃酸・廃アルカリ</p>	<p>中和設備を用いて中和する。</p> <p>焼却設備を用いて焼却する。</p> <p>イオン交換等の設備を用いて再生する。（ただし、再生に伴う廃棄物もpHが2.0より高く、12.5より低くできる方法であること。）</p>
	<p>感染性産業廃棄物</p>	<p>焼却設備を用いて焼却する。</p> <p>溶融設備を用いて溶融する。</p> <p>高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する。</p> <p>肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する。</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」その他の法令で規定される感染性病原体に有効な方法により消毒する。</p>
	<p>廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物（ 、 、 以外は品目による。）</p>	<p>焼却設備を用いて焼却する。</p> <p>脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応により分解する。</p> <p>水素酸分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応により分解する。</p> <p>還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応により分解する。</p> <p>光分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応により分解する。</p> <p>プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応により分解する。</p> <p>機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応により分解する。</p> <p>溶融分解方式の反応設備を用いて溶融反応により分解する。</p> <p>洗浄設備を用いて（溶剤により）除去する。</p> <p>洗浄設備を用いて除去する。</p> <p>分離設備を用いて除去する。</p>
	<p>廃石綿等</p>	<p>溶融施設を用いて溶融する。</p> <p>無害化処理施設で無害化する。</p>
	<p>有害産業廃棄物</p>	<p>再生による利用、焼却、溶融、有害物質の除去、コンクリート固形化等の処理を行う。</p>

4 特別管理産業廃棄物の埋立処分

共通基準	<p>特別管理産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。 悪臭、騒音、振動により生活環境の保全上支障を生じないよう必要な措置を講ずること。 施設が生活環境保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。 地中にある空間を利用した埋立処分を行ってはならないこと。 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃棄物の処分の場所であることの表示のされている場所で行うこと。 埋立地には、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。 埋立処分終了後には生活環境の保全上支障のないよう覆土を行うこと。 特別管理産業廃棄物により、人の健康又は生活環境に被害が生じないようにすること。 埋立地からの浸出液によって、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、必要な措置を講ずること。（管理型最終処分場）</p>			
個別基準	廃油	焼却設備等を用いて焼却等する。（ただし、タールピッチ類を除く。）	管理型	
	廃酸・廃アルカリ	埋立処分禁止	×	
	感染性産業廃棄物	埋立処分禁止	×	
	廃PCB等	焼却設備を用いて焼却し、焼却により生じるものを埋立判定基準に適合するものとする。	管理型	
	PCB汚染物 PCB処理物	PCBを除去すること。 焼却設備を用いて焼却し、焼却により生じるものを判定基準に適合するものとする。 、 によるのが困難な場合は環境大臣が定める方法で処理	管理型	
	廃石綿等	大気中に飛散しないように、あらかじめ耐水性の材料で二重に梱包、あるいは固形化すること。 最終処分場のうち一定の場所において、分散しないように埋立処分すること。		管理型
		無害化、溶融物	環境大臣が定める基準に適合すること。	安定型
ばいじん、粉じん		セメント固化すること。	管理型	
有害産業廃棄物	埋立処分に係る判定基準を越えるもの 有害な特別管理産業廃棄物の処分場所の表示した処分場に埋立処分 一部ものは環境大臣が定めるところにより固形化しなければ埋立処分できない。		遮断型	

特別管理産業廃棄物埋立基準の判定区分



5 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物を発生する事業場には、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

6 特別管理産業廃棄物の処理実績報告について

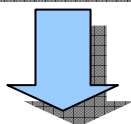
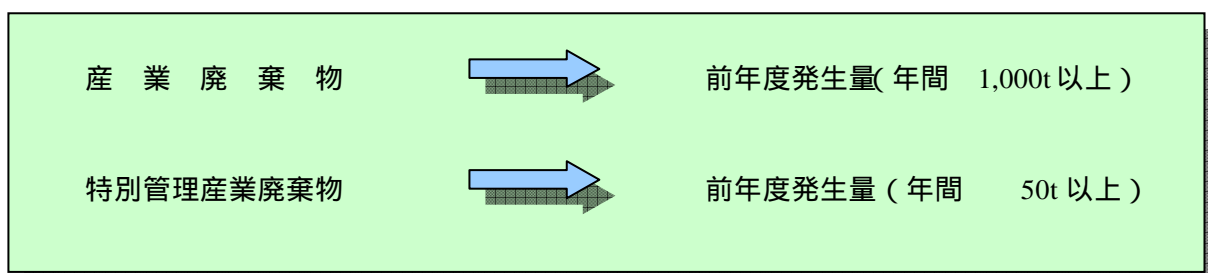
特別管理産業廃棄物を発生する事業場は、「特別管理産業廃棄物処理実績報告書」を毎年県に報告する必要があります（前年度の実績を翌年度の6月30日までに事業所の所在地を管轄する県民センター、県民センター事務所又は廃棄物指導課市原分室に提出する。）。

平成19年度実績の提出方法は、資源循環推進課ホームページでお知らせします。

多量排出事業場処理計画の作成

前年度に年間1,000t以上の産業廃棄物又は年間50t以上の特別管理産業廃棄物を発生した事業場を設置する事業者は、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）多量排出事業場処理計画及びその縦覧に関する指針」に従い、その産業廃棄物や特別管理産業廃棄物の処理に関する計画及び前年度の実施状況について、毎年度6月30日までに県に報告する必要があります。

なお、県は、報告された計画及び実施状況を公表しています。



上記に該当する事業場を設置している事業者が作成する。

提出書類：産業廃棄物処理計画書 / 特別管理産業廃棄物処理計画書
産業廃棄物実施状況報告書 / 特別管理産業廃棄物実施状況報告書
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画（フロー図等付属資料）

期 日：毎年度6月30日まで

提出先：県民センター（事業場の所在地管轄）
千葉県環境生活部廃棄物指導課市原分室
（事業場所在地が市原市の場合）
千葉県環境生活部資源循環推進課
（事業場所在地が複数の区域にまたがる場合）

事業場所在地が千葉市又は船橋市の場合は、それぞれ千葉市長又は船橋市長となります。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付状況等の提出

毎年6月30日までに、前年度1年間のマニフェストの交付等の状況について、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を千葉県知事へ提出する必要があります。

なお、事業場所在地が千葉市又は船橋市の場合は、それぞれ千葉市長又は船橋市長となります。

電子マニフェストを利用している事業者は、提出の必要はありません。

平成20年度から事業場所在地が柏市の場合は、柏市長となります。

産業廃棄物処理施設の許可

次の産業廃棄物処理施設を設置する場合には、廃棄物処理法第15条第1項又は千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（以下「適正化条例」という。）第12条第1項に規定する許可が必要です。

(1) 設置許可を要する産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法関係）

処理施設名		規模	備考
1. 汚泥の脱水施設		処理能力 10 m ³ /日を超えるもの	
2. 汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力 10 m ³ /日を超えるもの	
	天日乾燥	処理能力 100 m ³ /日を超えるもの	
3. 汚泥の焼却施設		次のいずれかに該当するもの 処理能力 5 m ³ /日超 処理能力 200 kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く
4. 廃油の油水分離施設		処理能力 10 m ³ /日を超えるもの	
5. 廃油の焼却施設		次のいずれかに該当するもの 処理能力 1 m ³ /日超 処理能力 200 kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上	廃PCB等を除く 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く
6. 廃酸、廃アルカリの中和施設*		処理能力 50 m ³ /日を超えるもの	中和槽を有するものであること
7. 廃プラスチック類の破碎施設		処理能力 5 t/日を超えるもの	
8. 廃プラスチック類の焼却施設		次のいずれかに該当するもの 処理能力 100 kg/日超 火格子面積 2 m ² 以上	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く
8の2. 木くず又はがれき類の破碎施設		処理能力 5 t/日を超えるもの	
9. 特定有害産業廃棄物を含む汚泥のコンクリート固形化施設		す べ て の も の	
10. 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		す べ て の も の	
11. 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		す べ て の も の	
11の2. 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設		す べ て の も の	
12. 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		す べ て の も の	
12の2. 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		す べ て の も の	
13. PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		す べ て の も の	
13の2. 産業廃棄物の焼却施設（上記3.5.8.12に掲げるものを除く）		次のいずれかに該当するもの 処理能力 200 kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上	
14. 最終処分場	イ. 遮断型最終処分場	す べ て の も の	政令第6条の4第1項第3号ハ(1)～(5)及び第6条の5第1項第3号イ(1)～(6)に掲げる特定有害産業廃棄物
	ロ. 安定型最終処分場	す べ て の も の	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（シュレッダースト、廃プリント配線板廃容器包装、廃ドラウン管、廃石膏ボード等を除く）
	ハ. 管理型最終処分場	す べ て の も の	イ、ロ以外の産業廃棄物

注1) * 放流を目的とするものを除く。

注2) 生産工程の一連のもののみなされるものについては対象外（例：汚泥の脱水施設、木くずボイラー等）

産業廃棄物処理施設設置者には次の事項が義務づけられています。

産業廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準及び許可申請書の維持管理に関する計画に基づく維持管理
産業廃棄物処理責任者及び技術管理者の設置

処分状況等の記録帳簿の備え付け及び保存（5年間）

処分した廃棄物の種類・量・排ガスや排水の測定結果等の記録・保存及び関係住民への閲覧（上記表の3号、5号、8号、11の2号から14号に掲げる産業廃棄物処理施設の設置者に限る。）

(2)設置許可を要する小規模産業廃棄物処理施設（適正化条例関係）

処 理 施 設 名	規 模	備 考
1. 廃棄物処理法の許可対象以外の焼却施設	次のいずれかに該当するもの 処理能力 50kg/時以上 火格子面積 0.5m ² 以上 火床面積 0.5m ² 以上 燃焼室容積 0.7m ³ 以上	
2. 廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力 5t/日以下のもの	
3. 事業者が自ら排出した産業廃棄物の積替保管場	供用面積 100m ² 以上のもの	産業廃棄物の積替え又は保管場所の面積

(注)同一事業場内において、二以上の産業廃棄物の焼却施設又は積替保管場を設置しようとする場合は、産業廃棄物の焼却施設にあっては当該二以上の焼却施設の焼却能力、積替保管場にあっては当該二以上の積替保管場の供用面積を合算して適用します。

委 託 処 理

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下この章において「産業廃棄物等」という。）を自ら処理しなければなりません。やむを得ずその産業廃棄物等の収集・運搬、処分を委託する場合は、廃棄物処理法施行令第6条の2又は同令第6条の6に定められた委託基準に従わなければなりません。

産業廃棄物等の処理責任は、当該産業廃棄物等の最終処分が完了されるまでなくなりません。次のことに留意して委託する必要があります。

なお、最終処分には、埋立処分の他に再生も含まれます。

< 委託前 >

委託先を探す	事業者の処理計画に基づいた適正な処理が行える委託先を探す。 ・産業廃棄物等の収集・運搬は、産業廃棄物等収集・運搬業者に、中間処理（又は最終処分）は産業廃棄物等処分業者に、それぞれ委託する。
許可証等の確認	収集・運搬業者、処分業者それぞれから許可証の写しを受け取り、次の内容を確認する。 ・業の区分 収集・運搬か処分か。 ・産業廃棄物等の種類 委託したい産業廃棄物等が取り扱えるか。 ・処理施設の種類及び処理能力 どのような処理をする施設を持っているのか。また処理能力は十分あるか。 ・許可期限 許可期限は切れていないか。 ・中間処理を委託する場合は、処理後の残さ物をどのように処分しているのか、最終処分業者との委託契約書の確認、売買実績の確認等をする。
現地の確認	あらかじめ処分業者を見学し、処理施設の維持管理状況、能力等が適正処理に十分であるかを確認するとともに、中間処理後の残さ物の最終処分について、どのように行われるか確認し、必要に応じて、その施設についても見学する。 また、運搬車両の登録台数、荷台の構造も確認する。 なお、委託後にあっても、定期的に現地で上記内容を確認する。
契約の締結	委託契約は、書面により収集・運搬業者及び処分業者それぞれと行うことが必要。 また、契約書には次の事項を記載して許可証の写しを添付し、契約終了日から5年間保存する。 ・産業廃棄物等の種類・数量 ・運搬を委託する場合は、運搬の最終目的地の所在地

- ・処分又は再生の場所の所在地、処分方法及び施設の処理能力
- ・中間処理を委託する場合は、中間処理後の残さ物の最終処分を行う施設の所在地、処分方法及び施設の処理能力
- ・委託契約の有効期間
- ・委託者が受託者に支払う料金
- ・産業廃棄物等収集・運搬業又は産業廃棄物等処分業の許可の事業範囲
- ・収集運搬を委託する場合で、産業廃棄物等の積替え又は保管を行う場合は、積み替え又は保管の場所の所在地、保管できる産業廃棄物等の種類、積み替えのための保管の上限
- ・運搬を委託する廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは前記の積み替え又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否
- ・委託者が有する適正な処理のために必要な事項に関する次の情報
 - 産業廃棄物等の性状及び荷姿に関する事項
 - 通常の保管状況下で腐敗・揮発等性状の変化に関する事項
 - 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項（対象産業廃棄物は、廃パーソナルコンピューター、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機）
 - 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨
 - その他取り扱いに際しての注意事項
- ・委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物等に係る前項の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ・受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ・契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物等の取り扱いに関する事項

文書通知について 特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分若しくは再生を委託しようとするものに対し、次の事項を文書で通知する。

- ・特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- ・特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

再委託について 受託者が産業廃棄物等の収集・運搬又は処分を再委託しようとする場合は、あらかじめ以下の事項を記載した承諾書を交付し、その写しを5年間保存する。

- ・再委託される産業廃棄物等の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び量
- ・受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- ・承諾の年月日
- ・再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

< 委託時 >

運搬車両の確認 委託した収集・運搬業者が取りにきているかどうか車両の登録番号で確認

処分に関する指示 廃棄物の種類、運搬先及び運搬車両ごとに産業廃棄物管理票（以下この章において「マニフェスト」という。）を発行するか、又は電子マニフェストを使用する事業者は、パソコンに必要事項を入力し情報処理センター*に登録し、産業廃棄物等の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量、性状及び取扱上注意すべき事項を委託先の処理業者に指示する。

マニフェスト控保管 交付したマニフェストの控え（A票）を、運搬受託者（処分受託者がある場合には、処分受託者）からマニフェストの写し（B2票及びD票及びE票）の送付があるまで保管する。

*** 情報処理センター：「廃棄物処理法」に基づき電子マニフェストを取り扱う情報処理センターとして（財）日本産業廃棄物処理振興センターが指定されている。**

< 委託後 >

処分の確認 マニフェストのA票とB2票及びD票及びE票のつき合わせを行うとともに、必要に応じて処分先を訪問して現地調査を行って処分状況の確認をする。

注）排出事業者はマニフェスト交付後90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内にB2又はD票の送付がない場合及び180日以内にE票の送付が無い場合は、速やかに運搬、処分の状況を調査して必要な措置を講ずるとともに、「措置内容等報告書」を事業場の所在地を管轄する県民センター、県民センター各事務所又は産業廃棄物課市原分室に提出する。

記録の保存 処理に関する記録をいつでもわかるようにマニフェストの写を帳簿等に整理し、最低5年間保存する。

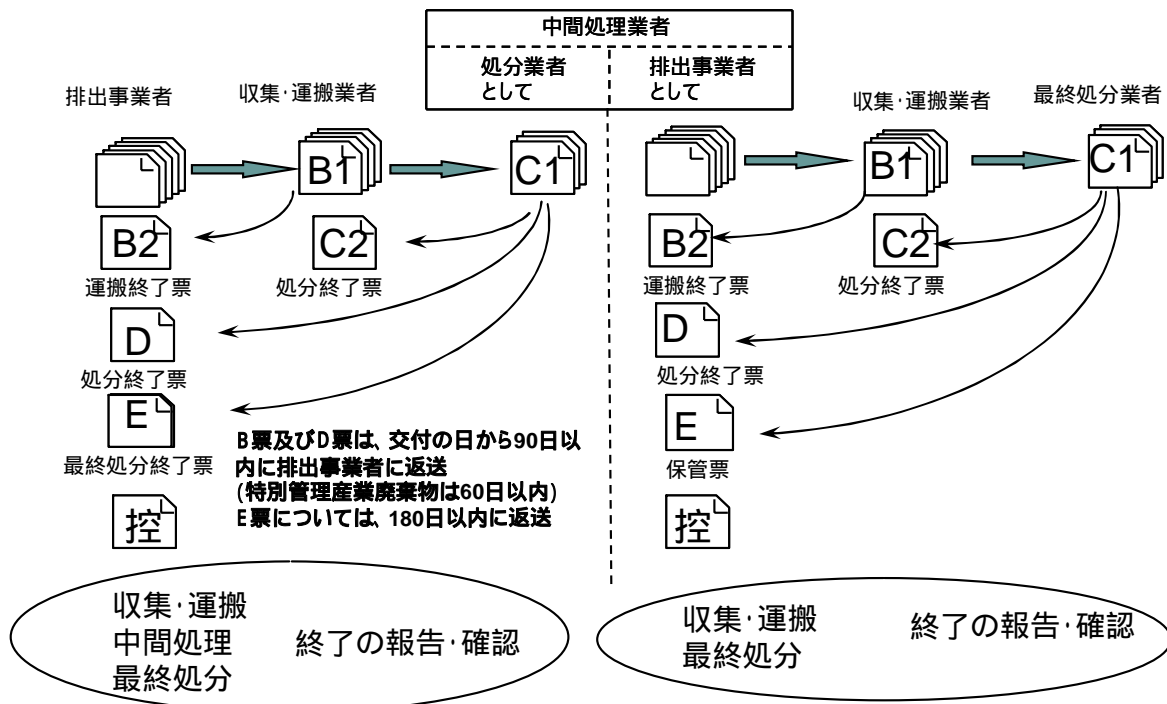
- ・委託年月日
- ・委託した産業廃棄物の種類及び数量
- ・収集・運搬業者の名称、所在地、許可番号
- ・中間処理業者（又は最終処分業者）の名称、所在地、施設の所在地、許可番号
- ・中間処理方法（又は最終処分方法）
- ・中間処理後の残さ物の最終処分の方法及び最終処分業者の名称、所在地、施設の所在地、許可番号

県への報告 毎年6月30日までに、前年度1年間のマニフェストの交付等の状況について、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を千葉県知事へ提出する。

なお、事業場所在地が千葉市又は船橋市の場合は、それぞれ千葉市又は船橋市となります。

**電子マニフェストを利用している事業者は、提出の必要はありません。
平成20年度から事業場所在地が柏市の場合は、柏市長となります。**

（マニフェストの具体的な流れ）



ポリ塩化ビフェニル廃棄物

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）については、平成13年7月15日に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、PCB廃棄物を保管している事業者には次のような義務が課せられました。

保管及び処分の状況の届出

PCB廃棄物を保管している事業者は、PCB廃棄物の保管及び処分の状況について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（保管事業者用）」により、毎年度6月30日までに県に届け出なければなりません。

期間内の処分

事業者は、平成28年7月14日までの期間内に、PCB廃棄物を自ら処分するか、処分を他人に委託しなければなりません。

譲渡し及び譲受けの制限

何人も、環境省令で定める場合（県に確認してください。）を除き、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならないこととされています。

したがって、建設業者が建物等を解体する時は、発注者があらかじめPCB廃棄物（トランス・コンデンサ・安定器等）を取り外し、PCB廃棄物の移動を確認した後に建物等を解体する必要があります。

保管事業場の変更

PCB廃棄物の保管事業場を変更した場合は、変更後10日以内に変更前の事業場を管轄する都道府県知事及び変更後の事業場を管轄する都道府県知事に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業場の変更届出書」を提出しなければなりません。

承継

事業者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人又はその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継するものとされ、その承継があった日から30日以内に、「承継届出書」を県に届け出なければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

PCBとは

PCBは、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていましたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降はその製造は行われておりません。一方、すでに製造されたPCBについては、廃棄物となった後も、長期にわたってほとんど処理が行われず、保管が続いている状況にあります。

産業廃棄物についてのお問い合わせ等は以下へどうぞ

(1) 県庁（千葉市、船橋市を除く県下全域）

名 称	電 話	ホームページアドレス
千葉県環境生活部 資源循環推進課	資源循環企画室	http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/ e_ichihai/index.html
	事業推進室	
千葉県環境生活部 廃棄物指導課	産業廃棄物指導室（収集）	http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/ e_sanpai/
	産業廃棄物指導室（処分）	
	監視指導室	

(2) 県民センター等

名 称	所 在 地	電 話	管轄する市町村
葛南県民センター 地域環境保全課	〒273-8560	047-424-8093	市川市、習志野市、八千代市、 浦安市
	船橋市本町1-3-17E17階		
東葛飾県民センター 地域環境保全課	〒271-8560	047-361-2119	松戸市、野田市、柏市、流山市、 我孫子市、鎌ヶ谷市
	松戸市小根本7		
北総県民センター 地域環境保全課	〒285-8503	043-483-1138	佐倉市、成田市、四街道市、 八街市、印西市、白井市、富里市、 栄町、酒々井町、印旛村、本埜村
	佐倉市鎗木仲田町8-1		
北総県民センター 香取事務所	〒287-8502	0478-54-1311	香取市、神崎町、多古町、東庄町
	香取市北3-1-3		
北総県民センター 海匠事務所	〒289-2504	0479-64-2825	銚子市、旭市、匝瑳市
	旭市二1997-1		
東上総県民センター 地域環境保全課	〒297-8533	0475-26-6731	茂原市、一宮町、白子町、長柄町、 長南町、睦沢町、長生村
	茂原市茂原1102-1		
東上総県民センター 山武事務所	〒283-0006	0475-55-3862	東金市、山武市、大網白里町、 九十九里町、横芝光町、芝山町
	東金市東新宿1-11		
東上総県民センター 夷隅事務所	〒298-0212	0470-82-2451	勝浦市、いすみ市、大多喜町、 御宿町
	夷隅郡大多喜町猿稻14		
南房総県民センター 地域環境保全課	〒292-8520	0438-23-2285	木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市
	木更津市貝淵3-13-34		
南房総県民センター 安房事務所	〒294-0045	0470-22-7111	館山市、鴨川市、南房総市、 鋸南町
	館山市北条402-1		
千葉県環境生活部 廃棄物指導課市原分室	〒260-0001	043-231-0550	市原市
	千葉市中央区都町1-1-20		

(3) 千葉市

名 称	所 在 地	電話番号
千葉市環境局環境管理部産業廃棄物指導課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1	043-245-5682

(4) 船橋市

名 称	所 在 地	電話番号
船橋市環境部産業廃棄物課	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-3810